

最高検安第96号

令和7年8月29日

検事長 殿

検事正 殿

次長検事 山 元 裕 史

(公印省略)

拘置所等に勾留中の被疑者・被告人の病状等に関する情報等の適切な把握について（依命通知）

拘置所、刑務所又は少年刑務所（以下「拘置所等」という。）に勾留中の被疑者・被告人の具体的な病状・容態やその経過、拘置所等内における診察・治療の状況等（以下「病状等」という。）は、保釈や勾留執行停止の必要性・相当性の判断等にも関わり得る事柄であることから、検察官において、主体性を持って、必要な情報の把握に努めることが重要です。

取り分け、被疑者・被告人ががん等の重篤な疾病に罹患していることが判明した場合やその疑いがある場合には、検察官において、その病状等について、拘置所等との間で積極的な情報共有に努める必要があります。その上で、当該被疑者・被告人について、矯正医療センターや外部の医療機関（以下「医療機関等」という。）における入院・加療等の必要がある旨の情報を把握した場合には、弁護人との間で連絡・調整等を行うとともに、必要に応じて、保釈や勾留執行停止の必要性・相当性等について、当該被疑者・被告人の病状等も踏まえて検討するなどし、医療機関等における必要かつ適切な医療措置の確保に支障が生じないよう適切に対応することが求められます。

各庁においては、日頃から、拘置所等との連絡体制の強化に努めるとともに、勾留中の被疑者・被告人の病状等に関する適切な情報共有等が行われるよう配意願います。

おって、本件については、法務省刑事局及び法務省矯正局とも協議済みですので、申し添えます。